



後期高齢者医療制度の保険料が見直されます



▲ ホームページ

後期高齢者医療制度の保険料は、2年に一度見直しが行われます。今回、福井県後期高齢者医療広域連合において、賦課限度額と均等割軽減基準額の変更が決定しました。

保険料率(据え置き)
令和6・7年度
所得割率9.7%
均等割額49700円

保険料率は据え置きとなりますが、制度の見直しに伴い次のとおり変更があります。

賦課限度額の変更
賦課限度額が66万円から80万円に変更となります。ただし、次のいずれかの条件を満たす場合は73万円が限度となります。
(条件)
①昭和24年3月31日以前に生まれた人
②令和7年3月31日以前に早期加入した人

問合せ
福井県後期高齢者医療広域連合
☎54-63330

軽減割合	条件
7割	世帯の総所得金額が43万+10万×(給与所得者の数-1)以下
5割	世帯の総所得金額が43万+《29.5 ^{※1} 万円×世帯に属する被保険者数+10万×(給与所得者の数-1)》以下
2割	世帯の総所得金額が43万+《54.5 ^{※2} 万円×世帯に属する被保険者数+10万×(給与所得者の数-1)》以下

※1. 従前 29.0万円 変更後 29.5万円
※2. 従前 53.5万円 変更後 54.5万円

均等割軽減基準額の変更

国民年金加入者の皆さんへ 大切なお知らせ

区分	所得金額
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円 +扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	128万円 +扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 +扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

保険料の免除および猶予制度
経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合に、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態であれば、障害や死亡となった場合、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられないことがありますのでご注意ください。

要件
本人、配偶者および世帯主猶予の場合は本人および配偶者の前年所得合計が次の金額以下であること。
※所得の申告をしている必要があります。
※納付猶予が認められるのは5歳未満に限ります。

対象期間
申請日から過去2年1カ月

お得な付加年金

毎月の保険料に付加保険料(月額400円)を追加で納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金額(年額)
¥200円×付加保険料納付月数

例えば、付加保険料を10年間納付した場合、付加年金24000円(年額)が老齢基礎年金に上乗せされます。つまり、年金を2年以上受け取れば、納めた付加保険料分より多くもらえるため、大変お得です。

付加保険料を納めるためには、申し込みが必要で、申し込みをした月から付加保険料を納めることとなります。

ただし、国民年金基金に加入している人は、付加保険料を追加することができません。

対象
第1号被保険者および任意加入被保険者(国民年金基金に加入している人を除く)。

持ち物
基礎年金番号が分かるもの
またはマイナンバーカード、本人確認書類

申込み 市民課 ☎73-8015



▲ ホームページ



マイナンバーカード 出張申請のご案内

職員がご自宅などに訪問する出張申請を随時受け付けています。1人からでも受け付け可能ですので、お気軽にお申し込みください。

必要書類
免許証、保険証、子ども医療受給者証、通知カード(マイナンバーが書かれた紙のカード)、二次元コード付きのマイナンバーカード交付申請書など



▲ ホームページ

必要書類が揃っていれば、完成したマイナンバーカードを自宅に郵送します。

問合せ 市民課
☎73-8014

保険証が切り替わります

現在お使いの国民健康保険・後期高齢者医療保険の保険証が、8月1日に切り替わります。新しい保険証は7月下旬に特定記録郵便で郵送しますので、氏名や住所に誤りがないか、必ずお確かめください。

8月になっても保険証が届かない場合は、市民課までお問い合わせください。

※現在の健康保険証は、マイナンバーカードとの一体化により、令和6年12月2日からマイナ保険証に移行されます。

問合せ 市民課
☎73-8015



▲ 国民健康保険被保険者証

見本: 8月1日からの保険証



▲ 後期高齢者医療被保険者証

「定額減税しきれないと見込まれる人」へ 調整給付金が給付されます

令和6年度に実施される定額減税(納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき所得税3万円、住民税1万円の減税)で、減税しきれないと見込まれる人に対して、調整給付金を給付します。

対象
次のいずれにも当てはまる人
①令和6年分所得税が課税される見込みの人、または、令和6年度住民税所得割が課税されている人
②定額減税により①の所得税・住民税が減税しきれないと見込まれる人

※ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1805万円を超える人は対象外となります。



▲ ホームページ

給付額
所得税および住民税が減税しきれないと見込まれる額の合計額を1万円単位に切り上げた額。

手続き
給付金の対象となる人には、8月下旬に通知書をお送りします。

問合せ 税務課
☎73-8011

新たに住民税非課税世帯となる世帯に 低所得世帯支援給付金が給付されます

エネルギーや食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和6年度において新たに住民税非課税世帯などになる世帯)に対する給付金を給付します。

給付額
1世帯当たり10万円

対象
①住民税非課税世帯・住民税所得割非課税世帯
基準日(令和6年6月3日)において、あわら市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税である世帯の世帯主



▲ ホームページ

②子ども加算世帯
基準日(令和6年6月3日)において、あわら市に住民登録があり、①に該当する世帯のうち18歳未満の児童がいる世帯の世帯主

給付額
児童一人当たり5万円

※①②とも令和5年度に給付金の対象となった世帯は対象外となります。
(給付受給のほか辞退・未申請も含む)
申請期限 10月31日(木)
①②とも対象の世帯には7月下旬に通知書をお送りします。

問合せ 福祉課 ☎73-8020